

特命随意契約理由書

903

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（10月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他（売却）</u>
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 10 月 1 日
※契約金額	2,607,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約）
契約期間	令和7年10月1日～令和7年10月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

895

件 名	生活保護システム端末更改業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区で使用している生活保護システムの端末リース期間が令和7年12月に終了する。 また現端末は Windows 10 が搭載されているが、Windows 10 のサポートが終了するため、新たに Windows 11 が搭載された端末をリースすることが必要である。従って新たにリースする機器類に必要な設定を行い、データの移行を行う。
選 定 理 由	当該生活保護システムは平成 22 年 10 月にパッケージ使用権を取得しているため、今後もリース料金等の負担なく使用することができる。 本システムの運用は下記の事業者が行っており、今回の作業はシステムの特許権、著作権その他の排他的権利を有する事業者にはできないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日立システムズ 住 所 東京都品川区大崎 1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 1 日
※ 契約金額	6,468,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

9-4

件 名	千代田区ハザードマップのデータ修正及び冊子の印刷
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	令和7年3月に区が作成した千代田区ハザードマップ冊子について、冊子の在庫が少なくなって来たため、一部内容を修正した上で（土砂災害特別警戒区域の解除等）印刷する。
選 定 理 由	本冊子は、令和7年3月に作成した下記事業者が版の所有権を有している。そのため、他の業者では修正及び印刷が不可能なため、下記業者を契約の相手方として指名する。
契約の相手方	名 称 国土地図株式会社 住 所 東京都新宿区西落合2-12-4
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 15 日
※ 契約金額	577,500 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年11月28日まで
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

913

件 名	車高センサー保守点検業務（第 3 3 9 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本件は、千代田区神田相生町にある明神坂ガードを通過する車両に車高制限を注意するための車高計、超音波式車両感知器、車高警告表示板の正常な運用を確保するため点検、清掃、補修を行うものである。
選 定 理 由	本件の設備は、平成 1 7 年度に施行された秋葉原駅付近地区土地区画整理事業において、小糸工業株式会社が設計施工し、ミナモト通信株式会社が保守部品の調達及び各機器の点検を行っているものである。 本件は、保守業務契約の履行者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められ、また、既設機器と密接不可分の関係にあり、保守点検業者以外の者に施工させた場合、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 ミナモト通信株式会社関東支社 所在地 東京都江戸川区小松川三丁目 3 番 3 号
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 7 日
※ 契約金額	704,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

950

件 名	いきいきプラザ一番町3・4・5・6階系統外調機部分改修工事
種 類	工 事：土木・建設 <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所	千代田区一番町12
概 要	本工事は、いきいきプラザ一番町3・4・5・6階系統の既設外調機について、経年劣化による故障の発生を未然に防止するため、当該機器内部の水コイル、加湿器及びドレンパン等の部分改修を行うものである。
選 定 理 由	本工事において部分改修の対象となる既設外調機は、当該施設用に、製造業者が専用に設計・製造した設備機器である。本工事では、当該機器内部の水コイル、加湿器及びドレンパン等の部分改修を行う。 当該機器は、改修部分と既存部分とが一体性を成し、密接な関連のもとに機能する設備機器であるため、当該機器の構造・機能を十分に把握したものが施工を行う必要がある。当該機器の製造業者以外に本工事の施工を行わせた場合、当該機器の機能に著しい支障をきたす恐れがあり、本工事の施工中に、万が一故障が発生した場合の原因究明・故障修理などの対応についても困難となる。 下記業者は、当該機器の製造業者であることから、当該機器の構造・機能を十分に把握しており、当該機器の内部を適切に改修することができる唯一の業者である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 パナソニック環境エンジニアリング株式会社 東日本支店 住 所 東京都港区浜松町一丁目18番16号 住友浜松町ビル3階
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 16 日
※ 契約金額	16,720,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和7年12月12日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

939

件 名	防災行政無線設置業務（麴町弘済ビルディング）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町弘済ビルディングの竣工に伴い、防災行政無線を設置する
選 定 理 由	防災行政無線機器類は、ハード、ソフトの総合的な運用管理が前提となる。本件の機器は、既存の防災無線システムと密接不可分の関係にあり、当該システム及び機器の納入者以外に設置させると、既存の防災無線の運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、防災行政無線の納入業者である下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 田中電気株式会社 住 所 千代田区外神田 1 - 1 5 - 1 3
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 17 日
※ 契約金額	2,450,899 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日
担 当 課	政策経営部災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

930

件 名	四番町図書館資料（倉庫保管分） I C タグ貼付・エンコード業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 委託 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立四番町図書館の資料（倉庫保管分）について、I C タグの貼付及びエンコード作業を行う。
選 定 理 由	四番町図書館資料の一部は、現在、「四番町図書館資料の保管業務」を受託している事業者（保管事業者）が所有する倉庫にて保管されている。当該作業は倉庫から搬出して行い、作業後再度倉庫に戻すこととなるが、資料の汚破損及び紛失のリスクがあるため、保管事業者の指定する場所で行うこととなる。保管事業者は指定場所での作業を下記事業者以外に認めておらず、かつ区の財産である図書資料を適切に扱うことができるのは下記事業者のみである。 以上のことから、当該事業者を契約相手先に選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日本ブッカー 住 所 東京都調布市深大寺北町2-43-6
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 2 日
※ 契約金額	8,557,890 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

966

件 名	千代田区高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画に向けた日常生活圏域ニーズ調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託 その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	第 10 期介護保険事業計画の策定にあたり、要介護状態になる前の高齢者のリスク、社会参加状況の把握及び第 9 期千代田区介護保険事業計画に定めた介護予防等の「取組と目標」の進捗管理のためにニーズ調査を実施し、基礎資料となるデータの収集及び分析を行い、地域の抱える課題を特定する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 7 年度 (令和 7 年 10 月 6 日 7 千保高介発第 591 号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社サーベイリサーチセンター 所 在 地：東京都荒川区西日暮里 2 丁目 40 番 10 号
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 6 日
※ 契約金額	6,050,000 円
委 託 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部高齢介護課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

1042

件 名	千代田区全町会長研修会開催に伴う会場の借上げ及び飲食物の供給業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本件契約は、千代田区全町会長研修会（以下「本事業」という。）の円滑な運営のため、会場の借上げを行うものである。
選 定 理 由	以下の条件をすべて満たす施設で開催場所の選定を行った。 ① 令和7年11月22日（土）に、当該規模の研修会の開催可能であること。 ② 希望するレイアウト変更及び備品の用意が可能であること。 ③ 会場設営を行うため、開催日当日の開会時間1時間前から会場準備が可能なこと。 下記業者「如水会館」以外の施設については、日程その他の調整がつかず、予約を確保することができない。 よって、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社東京會館 如水会館 住 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 1 日
※ 契約金額	1,817,310 円（消費税を含む） ※ 税別単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年11月22日まで
担 当 課	地域振興部コミュニティ総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	番町小学校・幼稚園整備計画 意見交換会支援及び整備検討に関する調査業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	番町小学校・幼稚園は築 50 年以上が経過し、校・園舎等の機能更新を検討する時期を迎えている。 今後、効果的かつ効率的に整備を進めるためには、学校・園、地域住民等の関係者（以下「学校等関係者」という。）に十分な説明を行い、本整備について理解を得ることが必要である。 また、建替えとなった場合に必要となる代替施設等の調査についても、併せて実施をする必要がある。 そのため、学校等関係者を対象とした意見交換会及び整備検討に関する調査を実施する。
選 定 理 由	意見交換会実施の支援に際しては、説明事項、学校関係者の意見を、今後の基本構想の検討に反映させるため、番町小学校・幼稚園の建物建替えの沿革、現状の課題、機能更新に求められる機能、国・都の上位計画等に精通している必要がある。 また、代替施設等の調査に際しては、現況建物の把握、仮移転の規模等について建築等に関する専門的知識が必要であり、併せて関連法令（法律上の観点から、実現可能かについて）に精通している必要がある。 下記事業者は、令和 5 年度入札手続きにより「番町小学校・幼稚園整備計画の基礎調査支援業務」を受託した業者であり、令和 6 年度も同業務を引き続き受託しており、これまでの調査結果を踏まえた整備検討に関する調査を実施できる唯一の業者である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 パシフィックコンサルタンツ株式会社 <u>首都圏本社</u> 住 所 東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 29 日
※ 契約金額	5500,000 円（消費税を含む）

契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

985

件 名	千代田区立スポーツセンター車いす用昇降機部品交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立スポーツセンターの車いす用昇降機は経年劣化により操作盤や充電ポイントに不具合が発生し、正常に操作できなくなっているため、該当部品の交換作業を行う。
選 定 理 由	当該車いす用昇降機は広洋産業株式会社によって製造され、千代田区立スポーツセンターに設置した機器である。このため、機器本体の修理や部分的な改修に際して必要となる部品は、メーカー特有の部品であり、他のメーカーの製品では互換性がない。また、交換作業等は機器の関連技術書類に基づき実施の上、取付ける必要がある。下記業者は、当該車いす用昇降機の製造業者であり、関連する技術書類も保有しているため、本交換作業を行うことができる唯一の業者である。 以上の理由から、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 広洋産業株式会社 住 所 東京都豊島区南大塚 3-30-3 大塚トーセイビルⅢ2 階
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 30 日
※ 契約金額	1,012,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月5日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	東京都セキュリティクラウド規定変更に伴う SMTP 通信設定変更業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区の全庁 LAN ネットワークは東京都セキュリティクラウドの通信を通り、メールの送受信を行っている。東京都セキュリティクラウドからの要請により、メール送受信時の SMTP 通信において、STARTTLS による TLS 暗号化し、TLS バージョンの 1.2 以上の適用を実施する。 ついては、今後もメール送受信が問題なく使用できるよう設定作業等を委託する。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANネットワークを構築した事業者である。 本業務は、全庁 LAN 環境でメールを送受信するための設定作業であり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になる。また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：NTT 東日本株式会社 東京事業部 住所：東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 10 月 24 日
※ 契約金額	4,584,800 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年12月26日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	神田一橋中学校 厨房空調機の冷媒漏れ調査
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	神田一橋中学校厨房の空調機（パッケージエアコン）につき、室内機・室外機・冷媒管それぞれの冷媒漏れ調査を実施する
選 定 理 由	本設備は下記業者の製品であり、室内機・室外機側での漏洩を確認した場合、製造業者における機器内部構造の検査を行わない限り漏洩箇所の特定は困難である。また、細部の情報を把握・熟知しているため、漏れ箇所特定後の具体的な部品交換等、的確な改善提案を行うことが可能であり、その後の修繕対応が効率的である。 以上の理由から下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 日立グローバルライフソリューションズ株式会社 関東サービスエンジニアリングセンター 住 所 東京都江東区東陽5丁目29番17号（東陽パークビル）
※ 契約年月日	令和 17 年 10 月 28 日
※ 契約金額	582,494 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年1月7日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。